

平成 27 年度 事業 計画

県下の暴力団勢力は、暴対法の相次ぐ改正、暴力団排除条例の制定、警察の暴力団に対する集中取締りとこれに連動した行政、企業、各種団体の暴力団排除に向けた取組みの強化等による社会全体における暴力団排除気運の高まりにより、平成26年12月末現在9団体・約220人（前年比－4団体・－約70人）の勢力が確認され、減少を続けている。

しかしながら、福岡県の事案にみられるように、一般人を巻き添えにした抗争事件が後を絶たず、また、使用する武器も、けん銃はもとよりダイナマイトや手榴弾など、暴力団の本質は全く変わっていないどころか、ますます凶悪化している現状が窺えるところである。

本県でも、勢力が減少しているとはいえ、その全てが山口組傘下団体で、山口組の一極集中状況が続いている。とりわけ六代目山口組の直参組織である二代目倉心会が他の消滅した団体の残党を吸収して勢力を拡大している現象が顕著であり、予断を許さない状況にある。

特に近年、暴力団の潜在化が顕著（勢力減少の一因とも考えられる）であり、一般人（会社）を装った共生者（社）、いわゆるグレーゾーンの者を介在させて社会・経済システムに介入し多額の資金を得ている他、架空債権詐欺や窃盗事件などの新たな犯罪を敢行して資金を獲得している。

また、これほど社会全体の暴排気運が高まりを見せる中であっても、未だに、暴力団を利用し利益を供与する企業や個人も後を絶たない状況にある。

これら情勢から、暴力団の資金源を遮断することに焦点を当て、さらなる暴力排除、暴力追放に関する広報啓発活動を強化するとともに、グレーゾーンを含めた暴力団等からの不当要求やクレームの増加による、専門的知識や継続的な指導・助言が必要な暴力相談の増加、生活に困窮した暴力団からの離脱等の相談及び暴力団被害者の救済事象の増加等が予想される。

以上の状況を踏まえ、本年度は下記の事業を推進する。

事業名	実施項目	実施内容
1 広報啓発活動事業	(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する高揚を図るための広報啓発活動	ア 被害予防・暴排意識高揚の広報啓発活動 (ア) 広報・啓発資料の作成（増刷）、配布 ○ 暴力団情勢と対策（冊子） ○ 企業対象暴力の現状と対策（冊子） ○ 行政対象暴力の現状と対策（冊子） ○ 暴追センターだより（冊子） ○ 希望のいぶき（冊子） ○ 暴力団勢力図（パンフ） ○ ポスター ○ カレンダー ○ 広報用クリアファイル (イ) 視聴覚教材の整備・活用 暴排ビデオ（DVD）の整備・活用 ○ 企業向け、行政向け ○ 民暴弁護士による寸劇DVD (ウ) 行政機関、企業に対する講習会の開催 ○ 不当要求防止責任者講習の充実 ○ 業種別特別講習の開催 (エ) 「暴力団排除条項」の導入促進 ○ 業界、事業所等に対する働きかけ ○ 暴力団等排除優良企業顕彰制度の運用 (オ) 資金源遮断に的を絞った広報啓発活動 イ 広報媒体を活用した事業広報活動 (カ) 地元放送局（ラジオ、テレビ）の活用

		(イ) 電光掲示板の拡大 (ロ) 広報板の設置 (エ) ホームページの更新 (オ) 警察、自治体の機関紙等の活用 (カ) 各種広報媒体の活用 路線バス、シネマ、新聞折り込み 二十歳の手帳、各業界等の会報等 ウ 和歌山県の特質を生かした広報 プロスポーツチーム・キャンペーンガール等の活用 エ 資金源遮断に的を絞った広報啓発活動 (7) 和歌山県防犯協議会連合会が行う「風俗営業 管理者講習」と連携した広報啓発 (イ) 当センターが行う各種講習・研修における広 報啓発
	(2) 暴力追放大会の開催	第24回暴力追放県民・市民大会の開催 ・平成27年11月17日(火) ・和歌山市民会館小ホール
2 民間の暴力団排除 活動組織の支援事業	(1) 組織活動の活性化	ア 警察・組織窓口との連携強化 イ 活動が低調な組織の活性化
	(2) 事業の支援	ア 事業経費の積極的な助成 イ 講師の派遣、資料の提供
3 相談活動事業	(1) 相談体制の整備、強 化	ア 警察等関係機関との連携による相談事業の強化 イ 常時受付体制 (7) 平日 暴力追放相談委員(警察OB)が常駐 (イ) 夜間・休日 留守電で県警察本部への相談を案内 ウ 弁護士無料相談日の設定 毎火曜日(予約制) エ 出張相談の実施→地域暴排組織の活動との連携
	(2) 相談活動の充実 ※ 嘱託職員による継続的 な指導・助言	ア 利用促進広報の実施 イ 暴力追放相談委員の知識、技能の向上 (7) スキルアップ研修会の開催 被害者心理、暴排条例・刑事手続き、暴力団 情勢等 (イ) 全国暴力追放相談委員研修会への参加 ウ 確実な解決 警察への援助の申し出、弁護士会等他関係機関 への引き継ぎの徹底 エ 保護措置の徹底 オ 暴力団情報の収集 (7) 警察等関係機関との情報交換 (イ) 暴力団情報のデータベース化 カ 相談活動を通じた暴力団の資金源遮断に向けた 情報収集の強化

4 少年に対する暴力団の影響排除活動事業	(1) 被害少年の発見活動及び影響排除活動	<p>ア 暴力追放相談委員（警察OB、少年指導委員）による相談活動の強化</p> <p>イ 少年の健全育成に関する啓発活動の強化</p> <p>ウ 警察、少年指導委員等関係機関団体との連携による情報共有と発見・影響排除活動の強化</p> <p>エ 少年に対する生活指導、保護者、雇用主、学校等に対する連絡指導の徹底</p>
	(2) 少年に対する教育活動	<p>ア 警察本部少年課との連携による教育資材（冊子）を活用した教育活動</p> <p>イ 講師の派遣</p>
5 暴力団離脱者支援事業	(1) 離脱希望者の発見活動	<p>ア 離脱を奨励する広報 足抜け電話（423-8918）の利用広報の実施</p> <p>イ 暴力追放相談委員（嘱託職員、警察OB、保護司・弁護士）による相談活動の強化</p> <p>ウ 警察との離脱者支援検討会開催等による情報交換等連携の強化</p>
	(2) 離脱措置の支援	<p>ア 嘱託職員による相談の申し出人に対する継続的な支援の実施</p> <p>イ 避難場所の紹介、あっせん</p> <p>ウ 警察との連携による暴力団に対する離脱の取付</p> <p>エ 離脱支援金の支給</p> <p>オ 離脱支援活動における暴力団の資金源遮断に向けた情報収集の強化</p>
	(3) 社会復帰対策の推進	<p>ア 生活、就業の支援</p> <p>(7) 保護観察所等関係機関との連携による暴力団離脱者等社会復帰対策協議会の再構築</p> <p>(4) 社会復帰アドバイザーとの連携強化</p> <p>イ 雇用事業所に対する支援</p> <p>(7) 離脱者雇用給付金の支給</p> <p>(4) 雇用後の定期的訪問</p>
6 事務所使用差止訴訟事業	(1) 広報の実施	機関誌「センターだより」、各種講習会等を活用した広報
	(2) 関係機関等との連携	警察、弁護士会等関係機関等との連携による相談への適切な対応
	(3) 情報収集	訴訟経験を有する都道府県センター等からの資料入手等の情報収集
7 不当要求防止責任者講習事業 (公安委員会委託事業)	(1) 不当要求防止責任者選任事業所の拡大	<p>ア 不当要求防止責任者講習制度の広報</p> <p>イ 警察、県、市町村との連携による事業所への選任の働きかけ</p>
	(2) 講習体制の整備、強化	<p>ア 計画的実施</p> <p>年間を通じ、県下全域を巡回 (民間企業26回、行政機関9回を予定)</p>

		イ 講師派遣要請 警察官、弁護士
	(3) 講習の充実	ア 視聴覚機材の活用 イ 暴力団捜査経験者による具体的事例に基づく講習 ウ 暴力団排除条項の普及
8 不当要求情報管理 機関援助事業	(1) 業務援助	ア 不当要求防止対策の資料提供、助言 イ 暴力団活動状況、不当要求の実態についての教示 ウ 不当要求を受けた場合の警察への連絡方法の教示
9 救済事業	(1) 被害回復援助	ア 警察との被害者支援検討会開催等による情報交換等連携の強化 イ 暴力団員から身体的被害を受けた者に対する見舞金の支給
	(2) 民事訴訟等の支援	ア 暴力団員を相手とする損害賠償等の民事訴訟費用等の貸付け イ 弁護士の紹介 ウ 暴力団情報の提供
	(3) 保護対策	緊急通報装置など保護用器材の提供等による身辺の安全の確保を支援
10 少年指導委員研修 事業 (助成の強化)	(1) 研修会の開催	暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態及び影響排除要領等についての教示
	(2) 風俗店への立入り活動 支援	ア 暴力追放相談委員の派遣 イ 資器材、啓発資材の提供
11 上記の事業に附帯する 事業	(1) 「反社情報」の提供	賛助会員に対する「反社情報」の配信
	(2) 調査研究	ア 警察・弁護士会民暴委員との民事介入暴力対策研修会の開催 イ 暴力団からの不当要求の被害実態及び意識等の調査 ウ 暴力団構成員の犯罪実態等暴力団情報の収集、データベース化
	(3) 表彰	暴力排除運動功労者・団体の表彰
	(4) 全国センター・他府 県センターとの連携	ア 全国センター研修会、近畿ブロックセンター研修会への参加 イ 暴力追放大会への相互参加による連携
	(5) 資金源遮断に的を絞つ た活動の強化	ア 暴力団離脱希望者からの情報収集 イ 相談業務を通じた情報収集 ウ 警察等関係機関・団体との情報交換

		エ 各種講習会における資金源実態の広報・啓発
12 運営管理	(1) 定例会議の開催	通常理事会（年2回）定時評議員会（年1回）
	(2) 財政基盤の拡充	ア 賛助会員の拡大に向けた広報活動の強化 イ 資産の効率的運用
	(3) 適正経理	税務顧問契約の継続（内藤会計事務所）